

## 給与等勧告の手順

京都府人事委員会では、府職員と府内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)の精確な調査・比較を行い、その結果に基づく給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給(いわゆるボーナス)についても、民間の特別給の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

